

# 茨城県報

号外第72号

昭和56年3月31日

火曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目 次

### 告 示

●県道路線の認定(道路維持課) .....	ページ
●県道路線の廃止( " ) .....	1
●道路の区域決定( " ) .....	2
●道路の区域変更, 道路の供用開始(9件)( " ) .....	2
●都市計画事業の変更認可(2件)(下水道課) .....	6

## 告 示

### 茨城県告示第467号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和56年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	路 線 名	起 終 点 点	重 要 な 地	備 考
321	大甕停車場線	大甕停車場		
		日立市大みか町 (一般国道245号交点)		

### 茨城県告示第468号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、昭和56年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	路 線 名	起 終 点	重 要 な 地	備 考
321	大甕停車場 石名坂線	日立市森山町		
		日立市石名坂町		

茨城県告示第469号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。  
その関係図面は、昭和56年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	道路の種類	路 線 名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
321	県 道	大甕停車場線	日立市大みか町 二丁目317番地から	メートル 最大 33.40	メートル 891.67	
			日立市大みか町 三丁目334番地まで	最小 16.00		

茨城県告示第470号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 大甕停車場線
- 2 供用開始の区間  
日立市大みか町二丁目317番地から  
日立市大みか町三丁目334番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年3月31日

茨城県告示第471号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間  
那珂郡那珂町大字中台字南次男分700—3番地先から  
那珂郡那珂町大字菅谷字トトキ2370—1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年3月31日

茨城県告示第472号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和56年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 日立港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市久慈町1丁目 5630番地先から 日立市久慈町2丁目 202番地先まで	旧	メートル 最大 46.80 最小 12.10	メートル 933.00	
日立市久慈町1丁目 5630番地先から 日立市久慈町字館野 2470—15番地まで	新	最大 71.80 最小 10.80	2,162.00	県道大甕停車場石名坂線の路線廃止に伴いその一部を加えるための区域変更

茨城県告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 日立港線
- 2 供用開始の区間  
日立市久慈町2丁目202番地先から  
日立市久慈町字館野2470-15番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年3月31日

茨城県告示第474号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和56年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	道 路 の 区 域	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 石岡 笠間 線	石岡市国府7丁目 494-4番地先から	旧	メートル	メートル	3,430.00
	石岡市大字石岡字笠間道西 12,240-54番地まで		最大 23.00 最小 7.50		
	石岡市大字石岡字南町 7074-1番地から		最大 40.00 最小 11.00	6,200.00	
	石岡市大字石岡字笠間道西 12,240-54番地まで				
石岡 笠間 線	石岡市大字石岡字南町 7074-1番地から	新	最大 45.20 最小 12.40	5,900.000	有料道路区間 延長2,442mを 含む。
	石岡市大字石岡字笠間道西 12,240-54番地まで				
県道 石塚 石岡 線	東茨城郡常北町大字石塚 一般国道123号分岐から	旧	最大 14.00 最小 3.00	39,016.60	
	石岡市国府1丁目 1022-2番地先まで				
石塚 石岡 線	東茨城郡常北町大字石塚 一般国道123号分岐から	新	最大 15.50 最小 3.00	40,323.60	旧石岡笠間線の 一部 (延長1,307m) を加えるための 区域変更
	石岡市国府7丁目 1258-3番地先まで				
県道 西小 小塙 石岡 線	西茨城郡岩瀬町大字西小塙 一般国道50号分岐から	旧	最大 17.30 最小 4.50	2,459.30	
	石岡市府中4丁目 8161-10番地先まで				
西小 小塙 石岡 線	西茨城郡岩瀬町大字西小塙 一般国道50号分岐から	新	最大 17.30 最小 4.50	2,845.30	旧石岡笠間線の 一部 (延長386m)を 加えるための区 域変更
	石岡市府中3丁目 969-1番地先まで				

**茨城県告示第475号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和56年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 石岡笠間線
- 2 供用開始の区間  
石岡市大字石岡字南町7074—1番地から  
石岡市大字石岡字笠間道西12,240—54番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年4月1日

**茨城県告示第476号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和56年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 瓜連馬渡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字菅谷 4529の4番地先から	旧	メートル 最大 12.00	メートル 50.30	
		最小 5.50		
		最大 14.50	58.00	
		最小 7.70		
那珂郡那珂町大字菅谷 4529の1番地先まで	新	最大 12.00	50.30	迂回路廃止による区 域変更
		最小 5.50		

**茨城県告示第477号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和56年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字後台 字海道上1340番地先から	旧	メートル 最大 9.00	メートル 66.60	
		最小 8.60		
		最大 11.90	75.50	
		最小 11.00		
那珂郡那珂町大字後台 字海道上1344の1番地先まで	新	最大 9.00 最小 8.60	66.60	迂回路廃止のための 区域変更

茨城県告示第478号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和56年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市国府7丁目 494-4番地先から 石岡市大字村上字柿岡道 104-1番地先まで	旧	メートル 最大 17.10	メートル 5,664.00	
		最小 7.70		
石岡市国府7丁目 494-4番地先から 石岡市大字村上字柿岡道 104-1番地先まで 石岡市大字東大橋字八軒 3120-2番地から 石岡市大字村上字柿岡道 104-1番地先まで	新	最大 17.10	5,664.00	
		最小 7.70		
		最大 44.00	6,085.20	
		最小 20.00		

茨城県告示第479号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸, 勝田都市計画下水道事業水戸市公共下水道
- 3 事業施行期日 昭和32年12月17日から昭和64年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

茨城県告示第480号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により, 次のとおり告示する。

昭和56年3月31日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 施行者の名称 水海道市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水海道都市計画下水道事業水海道市特定公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年10月4日から昭和61年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
水海道市大字花島町字西原, 字大久保, 字香取前, 字上押
  - (2) 使用の部分  
水海道市大字大生郷町, 字二本松, 字中丸, 字前中丸, 字後中丸, 字向中丸, 字与四郎内,  
字与四郎前, 字与四郎内後  
水海道市大字花島町, 字大橋, 字大久保, 字西原, 字薬師下, 字薬師西, 字香取西,  
字堤田, 字鶴ヶ島, 字鶴ヶ島西, 字中向

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所